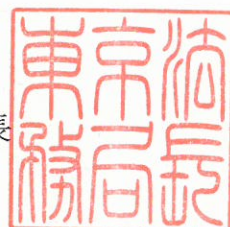




令和元年 7 月 1 日

桜井誠こと高田誠 様

東京法務局長



桜井誠こと高田誠様から平成31年3月28日に人権救済の申立てがありました件につきましては、検討の結果、人権侵犯事件調査処理細則第7条第1項第8号の規定により、救済手続を開始しないことになりましたので、お知らせします。